

# 後漢時代における為政者による顕彰

角 谷 常 子

## はじめに

後漢時代に墓碑を中心に立石が流行する。それは門生・弟子・故吏や子孫が故主や父祖に対して立てる場合が多いが、実は中には為政者が立てさせた例も見いだされる。また立碑以外にも、死に際してさまざまな賜与が行われている。こうした行為を広く顕彰行為と見るならば、門生・故吏らによる下から上への顕彰が流行する背景として、上から下への顕彰（賜与）の風があったと思われるのである。いつの時代も国家による顕彰活動はある。それは当然政治的目的があつたことであるが、後漢においては前代に比してかなり活発な顕彰活動が行なわれているように見える。本稿では、立碑の流行の意味を考えるためにも、そう

した為政者による顕彰行為の実態と背景について考察してみたい。

## 1、為政者による顕彰（祠墓と表墓）

為政者が臣下に、墓という場でどのようにかかわっていたかをみてみよう。墓はいうまでもなく政治的活動の場となりうる。それは為政者の墓主に対する態度が重要な意味をもつことがあるからである。『漢書』外戚恩沢侯表の序に、論語の堯曰の文章をふまえて、

古より受命及び中興の君、必ず滅びしを興し絶えしを継ぎ、廢せらるるを修め逸せるを挙ぐ。然る後天下仁に帰し、四方の政行わる。

(自古受命及中興之君、必興滅繼絶、修廢舉逸、然後天下歸仁、四方之政行焉。)

とあるように、王朝創業者はもちろん、同じ王朝内の新皇帝にとつてもまた、前政権下あるいは先帝時代の臣下の功績を評価し、新たな人材を登用することが、即位当初における重要な仕事の一つである。とりわけ前政権下で弾圧を受けた人や抵抗した人に対して、名誉を回復し、優遇を与えることは、新政権の立場上当然のことであろうし、また人材の登用や顕彰によって自らの政治姿勢を示す必要があるからである。そうした優遇や顕彰の方法としては、官爵や賜与物を与えるというのが一般的であるが、本人がすでに亡くなっている場合、官爵は子孫に与え、子孫のない場合は後嗣を捜して祭祀を継続させる。そして何よりも肝心の本人に対しては、墓を舞台に顕彰が行われることになる。具体的には、祭祀である。例えば前漢昭帝元鳳元年に

郡国選ぶ所の行義有る者涿郡の韓福等五人に帛を賜うこと人ごとに五十匹にして帰らしむ。詔して曰く、朕閑勞するに官職の事を以てす。其れ孝弟を修め以て郷里に教ふるに務めよ。郡県をして常に正月を以て羊酒を賜わしむ。不幸有る者は、衣被一襲を賜い、祠るに

中牟を以てせしむ。(漢書 昭帝紀)

(賜郡國所選有行義者涿郡韓福等五人帛、人五十匹、遣歸。詔曰、朕閑勞以官職之事、其務修孝弟以教郷里。令郡縣常以正月賜羊酒。有不幸者賜衣被一襲、祠以中牟。)

とあり、行義ある者として郡国から選ばれた五人に対して、郡県は正月には羊酒を賜い、もし彼らが亡くなったならば衣被一そろいを賜った上、中牟、即ち羊と豕を以て祠れ、という詔が出されている。この祠りは「後漢書」李通伝(列伝五)に「每幸南陽、常遣使者以太牟祠通父冢」(常に使者を遣わして太牟を以て通の父の冢を祠らしむ)とあるように、墓で行なわれたのであろう。このような中牟の祭祀を賜る事例は、『漢書』にはこの一例しかみえないが、『後漢書』では九例(内四例は蕭何・霍光の祭祀)、刻石の中にも「詔使者王謙送葬以中牟具祠」(陳留太守胡公碑)『蔡中郎集』卷六)とみえ、また「韓仁銘」には「郡遣吏以少牟祠」と(金石萃編)卷一七)、少牟の例がある。さらにこのように少牟とか中牟などとは書かれていないが、墓で祠る例としては、前漢平帝時代のこととして

元始四年、詔書あり、百辟卿士の民に益ある者を祀ら

しむ。蜀郡は文翁を以て、九江は召父を以て詔書に  
す。歳時に二千石、官属を率いて礼を行い、信臣の冢  
に奉祠し、南陽もまた為に祠を立つ。

〔漢書〕卷八九 召信臣

（元始四年、詔書祀百辟卿士有益於民者、蜀郡以文翁、  
九江以召父應詔書。歳時郡二千石率官属行禮、奉祠信  
臣冢、而南陽亦爲立祠）

とあり、いわゆる循吏が定期的に国家の祭祀を受けること  
になった。さらに後漢光武帝時代には「帝南祠章陵、過湖  
陽、祠重墓」〔後漢書〕列伝二二 樊宏、桓帝時代には「表  
龔遂之墓、立銘祭祠」〔後漢書〕列伝五四 延篤」とい  
う例などがある。

このように全体としてみると、墓での祭祀の事例は前漢  
後半期からみえはじめ、前漢末期以降増え、後漢になると  
さかんに行なわれるようになっていく。数少ない前漢時代  
の事例が、武帝の死後後見を任された霍光が実権を握って  
いた昭帝時代と、王莽が安漢公として実権を握っていた平  
帝時代のものであるのは、理由のないことではあるまい。

さて、墓におけるもう一つの顕彰活動をみておこう。前  
漢時代の例として次のような話がみえる。

是に於いて太守牛自祭孝婦、因表其墓、天立大雨、歳孰  
の墓を表するや、天立どころに大いに雨あり、歳り孰  
す。

〔漢書〕卷七一 于定国

（於是太守殺牛自祭孝婦、因表其墓、天立大雨、歳孰。）  
假し異世をして陛下に及ばざらしむるも尚お、国家の  
其の功を追録して其の墓を封表し以て後進を勧めんこ  
とを望む。

〔漢書〕卷七〇 陳湯

（假使異世不及陛下、尚望國家追録其功、封表其墓、  
以勸後進也。）

太守が冤罪で殺された孝婦の「墓を表」したり、国家が  
功臣の「墓を封表」するということである。特に前者は冤  
罪を晴らし霊を慰めるという意味合いも強いが、いずれ  
も「表墓」という行為に孝・功を讃える意が認められよう。  
この「表墓」とよく似た言葉として「表閭」という表現も  
あるが、一体この「表」墓とは何だろうか。

表とは、「衣と毛に従」い、「獸毛のみえるのが表」であ  
る（白川静『字統』）ことからわかるように、外にみえて  
いることをいい、そこからはつきりしている、あるいはさ  
せること、はつきりさせるもの、即ち標識・目印・日陰柱  
など、を意味するようになる。すると、表墓・表閭とは、

某の墓あるいは某が住む邑の間(里門)だということがはっきりとわかるようにする行為なのであろう。

為政者によるこうした行為は、周の武王が殷を滅ぼした後に行なったという「封比干墓、式商容閭」(『尚書』武成)が意識されているであろう。ただしここでは表ではなく、「封墓」「式閭」となっている。この話は『史記』殷本紀にもみえ、そこでも「封比干之墓、表商容之閭」と、「封」につくる。またこれ以降もたびたび文献に現れるが、それらもみな「封」となっている。この「封墓」の意味について鄭玄は、「積土爲封、封比干之墓、崇賢。」(『史記』樂書の注)と、崇賢の意を表すために土盛りをして封を作ることだという。ちなみにこの封とは土地の境界ではなく、塚の盛り土をいうのであろう。ただ、「封墓」という言い方は比干の話においてだけで、それ以外は前掲の于定国伝のように、「表」字が用いられることが多い。この「表」字について顔師古は「武王入殷、表商容閭、式箕子門、封比干墓、今陛下能乎。」(『漢書』卷四〇 張良)に「表謂顯異之」と注し、表を顕異、即ち他とははっきり区別することだと説明する。師古の注は「表閭」につけられたものではあるが、「表墓」にもあてはめることができるならば、

それはやはり某の墓だとはっきりわかるようにする、ということになる。では具体的にどのような方法で「他と区別しはつきりさせ」たのだろうか。それには例えば、

後冀州刺史賈琮使行部、過祠雲墓、刻石表之。

(『後漢書』列伝四七 李雲)

のように、刻石を建てるという方法がある。残念ながらこの刻石は形状も刻された内容もわからないが、次のようにはっきりと碑というものもある。

刺史郡守各爲立碑表墓焉。

(『後漢書』列伝七一 独行 范冉)

また碑の如き形状や内容とは違うものとして、

葬於成都郭中、號曰武擔、以石作鏡一枚表其墓。

(『後漢書』列伝七二 上方術 任文公伝の注に引く楊

雄『蜀王本紀』)

がある。山の精たる美女を娶った蜀王が、その妃が亡くなったので、石の鏡で墓を表したと言う話である。彼女が「顔色美絶」であったためか、丈夫が化して女子となった山精であったためか理由はわからないが、「表」には、死者を象徴するようなものを用いることがあったのかもしれない。ともあれ以上のように、「表墓」とは、刻石などを建

てて明示することによって死者に対する尊崇の意を表し、また顕彰せんとする行為であり、比干の話と同様、崇賢の行為であった。

さて一方の式であるが、服虔は軾だという。彼は「司馬法曰、登車不式……」〔漢書〕卷五四 李広)に「式、撫車之式以禮敬人也。式者、車前横木也、字或作軾。」と注しており、これに従えば「式閭」とは、閭の前で車の横木(軾)に手をかけて礼をすることとなる。これに対して顔師古は、先にあげた張良伝の注の続きに「式亦表也。一説、至其門而撫車式、所以敬之。」という。服虔説を一説として紹介しつつも、表も式も同じく顕異することだとしている。つまり、閭や門に何らかの表示をすることだと考えているようである。それは後漢章帝の建初5年のこととして、

卒於官。詔書：刻石表閭。

〔後漢書〕列伝二九 淳于恭)

とあるように、やはり刻石を立てて明示することをいうのであろう。ちなみに里門に明示するものを設けるという行為は、『史記』や『漢書』にはみられないが、後漢になると目につくようになる。淳于恭より早いものとしては、

蜀平、光武下詔表其閭、益部紀載其高節、圖書形象。

〔後漢書〕列伝七一 李業) という事例があり、淳于恭以後の例では安帝元初六年の詔に、

月令：季春、賜貧窮、賑乏絶、省婦使、表貞女。所以順陽氣、崇生長也。其賜：貞婦有節義十斛、軾表門閭、旌顯厥行。  
〔後漢書〕安帝紀)

とある。貞婦の節義あるものの門閭を明示させているが、百官志の県郷の條には、

凡有孝子順孫、貞女義婦、讓財救患、及學士爲民法式者、皆扁表其門、以興善行。

とあり、貞女義婦など、民の規範となる者はその門を扁表(名前を連ねて掲げるのであろうか)することになっていた。実際、『後漢書』列女伝には父の仇を討った張娥に対して「州郡表其閭」とあるし、若くして夫と死別し、さらに子も亡くして後に、嫌疑を避けるため自ら耳をそいだ桓鸞之女に対して「沛相王吉上奏高行、顯其門閭、號曰行義桓釐。縣邑有祀必膺焉。」とある。おそらくこれら「表」や「顕」の具体的方法としては、「行義桓釐」(釐は寡婦のこと)というような号や名前が記された板や石が立てられたのではないだろうか。

このように、周武王の崇賢精神を継ぐであろう「表墓」「表閭」という行為は、漢代では封や軾ではなく、墓や里門に木や石などを立ててその人物を明示した崇賢・顕彰行為であるといえる。それでは次に、こうした表墓と墓碑の關係を考察してみたい。

## 2、表墓と立碑

そもそも墓には名前などごく簡単な内容を記した木製のしるしが建てられたようである。例えば、前漢文帝時代のこととして

又陽聚土、樹表其上曰、開章死、葬此下。

〔漢書〕卷四四 淮南厲王劉長

とあり、師古は、「表者、豎木為之、若柱形也。」と注し、木製で柱のような形をしたものという。表は表示するものであるから、もちろん墓以外にも建てられる。例えば王莽時代の例として、

下詔曰、…各方六丈、高六尺、築爲武軍、封以爲大戮、  
薦樹之棘。建表木、高丈六尺。書曰、反虜逆賊鯨鯢。

〔漢書〕卷八四 翟方進

とある。王莽が故事にちなんで、反乱を起こした人たちの屍を集め、六丈四方高さ六尺の武軍を築いて土盛りし棘を植えた。そしてそこに「反虜逆賊鯨鯢（鯨鯢は、害をなす大魚。悪人を象徴する。）」と書いた高さ丈六尺（約三・六m）もの表木を建てたというのである。このように表は、それが何か、そこがいかなる場なのかを示すことを第一義とする、表示板のようなものである。

ただいくら表示板といっても、単に名前だけでなく、「反虜逆賊鯨鯢」のような評価をこめた文が記される場合、そこには懲罰的な意味が生じる。ならばこれとは逆、即ち顕彰の場合も同じで、例えば「孝婦某某之墓」などと書くと、顕彰の意を表すことになる。前掲の于定国伝にみえる「表墓」も、あるいはこうした表木を建てるという方法だったのかもしれない。

墓という場において、こうした褒貶の意を含む表示がいつから始まったのかはわからないが、王莽伝にみたように、文献で確認できる限りでは前漢末頃である。こうした褒貶の意を込めた簡単な木製の表示物が出現したのなら、それが後漢後半に大流行した墓碑へとつながるのではないかと考えるのは自然であろう。即ち、前漢末からみられる顕

彰を含意した木表が、素材を石に変え、文章を飾った結果が墓碑だという考えである。

そもそも首・額そして時に穿や暈を備えた「碑」が、どこから生まれたのかについては、不明な点が多い。これまでに「禮記」に基いて、廟で犠牲を繋いだ柱と、墓で棺を下すための柱の二系統があるとされているが、定かではない。また趙超氏は「石刻が興起して後、木の墓表は石に変わった。だから後漢の多くの墓碑は墓表と自称する」と、木表が墓碑になったと考えているようであるが、文献史料に見える木の墓表と墓碑はあまりに違う。墓碑の起源についてはよくわからないが、表との関係において若干考察を加えておきたい。

### ① 後漢石刻における「表」「表石」

まずは漢代の刻石において「表」がどのように現れるのかを確認しておこう。前掲の『後漢書』李雲伝に、「後冀州刺史賈琮使行部、過祠雲墓、刻石表之。」と、刺史の賈琮が管轄内を巡行した際、外戚專横を非難して獄死した李雲の墓を祠り、その際「石に刻して之を表」したという。この石は墓に建てられたはずだが、碑と言わないことから

すれば墓碑ではなかったのかもしれない。仮に碑のつもりでないとすれば何なのだろうか。それは以下にみる「表」「表石」と呼ばれるものではないだろうか。

石刻資料の中には趙超氏も指摘するように、「表」あるいは「表石」と自称するものがある。一つは「隸釋」卷六所載の「謁者景君墓表」である。墓主は山東任城の人で、安帝の元初元年（一一四）に卒している。石が摩滅して読めない部分も多いが、碑陰には「諸生服義者」として義士一人と弟子一四人が名を連ねており、彼等が立碑者である。石の形状は不明。文章は短いながら「惟元初元年五月丁卯故謁者任城景君卒嗚呼（以下闕）」で始まり、最後に銘がつく。同じく任城出土の北海相景君碑（一四三年）と似て、後漢末の碑の形式をほぼ備えているといつてよい。「隸釋」によると、これには「故謁者景君墓表」という隸額があるという。もう一つは「広漢長王君治石路碑」（「隸釋」四）である。これは章帝建和二（一四八）年、道路開通を顕彰して弟子が建てたものである。闕字を除いて八四字。碑と呼ばれているが、自称しているわけでもないし、石の形も不明である。ただ「表」の一文字が、題として刻されているという（「以一表字題其上」）。このように「表」

一字が題として刻されたものとして「右扶風丞李君通閣道記」(八瓊室金石補正)卷四)がある。これは桓帝永寿元(一五五)年完成した道路整備工事を顕彰して刻された褒斜道刻石の一つで、摩崖である。総字数はわずかに七二字。本文七行目の上方に「表」と大字で刻されているという。この他、額や題に表と称してはいないものの、文中で自らを表あるいは表石と称する石もある。一つは韓勅碑(「隸釋」卷一 一五六年)である。これは韓君が禮器を造立したことを讃えた内容で、禮器碑とも呼ばれる。立石者の名と醜出金額も記されており、文中に「共立表石、紀傳億載」とみえる。もう一つは張遷碑(「金石萃編」卷一八 一八六年)である。これは「漢故穀城長蕩陰令張君表頌」の篆額をもつ徳政碑で、ここにも「於是刊石豎表、銘勅萬載」「刊石立表、以示後昆」とみえる。

以上の石のうち、「景君墓表」は内容・文の形式からみて墓碑といてよい。「治石路碑」と「李君通閣道記」はいわゆる紀功碑であるし、韓勅碑も祭祀に関わるものではないが紀功であろう。また張遷碑は徳政碑である。従ってこれらの立石場所は、墓や道路(功績の地)の近くそして任官地とさまざまである。また石の形状も、摩崖や長方形

の板状のもの、円首をもついわゆる碑の形など、これも多様である。また石の大きさがわかるものでは、張君碑が拓高一八七cm、寛七四cmで、円首無穿。韓勅碑が拓高一六五cm、寛七六cmで無額無穿である。このように形状・立地はさまざまであるが、いずれも顕彰を目的とすることだけは共通し、そしていずれも表と自称しているのである。大きさなどからもわかるように、「表」とはいうが、名前などを書いた単純な表示板の如きものとは全く違う。つまりこの「表」は単に「明らかにする」だけではなく、もはや顕彰の意と解してよいだろう。

以上の考察を踏まえて、もう一度表木・表石と碑の関係をまとめておこう。為政者は政治的目的をもって、しばしば吏民の墓で祭祀を行なったり、「表墓」を行なつた。表墓とは某の墓であることを明示し、それによって崇賢・顕彰の意を表わすことである。具体的には、木あるいは刻石などを建てることであつた。そもそも墓には墓主の名などを記した表木と呼ばれる表示木が建てられたようであるが、前漢末頃には、名前以外に為政者による評価の語が加えられることがあつた。このことは、「表」が単なる表示から、為政者が認定する価値や評価を社会に向かつて表示



する、いわば社会的・政治的意義をもちはじめたことを意味する。そしてさらにさまざまな要因から、功業は広く顕彰し、記録し、万歳に残すべしとする風が強まると、墓に刻石を建てる顕彰行為も、為政者が吏民に対して行うだけでなく、下から上への方向が増える。素材は木から石に変わり、大きさも増し、顕彰の文章は長くかつ美しくなる。こうした「表」はもはや単なる明示ではなく表彰であり、「表石」は表彰文をのせるための石となった。しかしながら「表」は元来表示することであるから、墓や廟に立つべき碑とは違って、立つ場所や石の形状は問わない。内容が顕彰でさえあればよいのである。だからこそ「表」は墓碑も顕彰碑も紀功碑も含むことになる。すでに見た「表」「表石」と自称する刻石の共通点が、顕彰の一点だけであったのはこのためである。要するに表示板たる「表石」は、単なる表示石以外に顕彰刻石全体を含む広い概念の言葉となったのである。

さて、これまで後漢時代の「表石」「表」の実態をみてきたが、次に表彰のための石をなぜ「碑」と呼ぶのかについておきたい。

## ② 禮の中の碑

そもそも碑という言葉は後漢になって初めて現れる。もちろんそれ以前から石に文字を刻することはあったが、それらはただ「石」と呼ばれていただけである。従って、後漢になって現れた「碑」と名づけられた石はそれ以前の刻石とは区別されねばならない。この点、多くの先学が指摘する通りである。それでは後漢時代の「碑」の起源とされる、礼の書にみえる碑をみてみよう。

碑という言葉は「儀礼」と「禮記」に見える。以下の十例である。

- 1、上當碑南陳（『儀礼』聘礼）
- 2、夾碑十以爲列（同上）
- 3、賓自碑内聽命（同上）
- 4、陳鼎于碑南（『儀礼』公食大夫禮）
- 5、庶羞陳于碑内、庭實陳于碑外（同上）
- 6、宰夫北面于碑南（『禮記』雜記下）
- 7、公室視豐碑、三家視桓楹（『禮記』檀弓下）
- 8、君葬：四綽二碑、大夫葬：二綽二碑、士葬：二綽無碑（『禮記』喪服大記）
- 9、用綽去碑負引（同上）

10、入廟門、麗于碑（『禮記』祭義）

このうち、7の鄭玄注に「豐碑、斲大木爲之、形如石碑、於槨前後四角樹之、穿中於間爲鹿盧、下棺以絳纜」とあるが、これが墓「穴」の四方に四本の木柱を建て、其相對する柱に夫々轆轤の軸を通し、繩を轆轤の軸にまき、繩の一方を棺、一方を碑の頭に引つ掛けて人が引く、と閔野貞氏<sup>3</sup>が説明されるもので、墓に設置された棺を下す柱である。もう一つは、10の孔穎達疏に「麗、繫也」というもので、これが廟に置かれた犠牲を繫いでおく碑である。碑にはこの二系統があるとされてきたのであるが、この二説は7と10の説明にはなつても、1と6は説明できない。それでは『儀禮』の碑はどのように説明されているかという点と、鄭玄注は「宮必有碑、所以識日景引陰陽也。凡碑、引物也。…其材、宮廟以石、窆用木。」といい、日陰を計る道具としている。そして『禮記』の碑と『儀禮』の碑を総合的に解釈しようとしたのか、その後に「凡そ碑は引物なり」と、棺を下すために繩をかけ、犠牲を繫ぎ、日陰を作る、これらを総合的に説明すると、物を引く機能をもつものだというのである。この説明はややこじつけのきらいがある。また『儀禮』の經文を見る限り、なぜここから日陰を計るというこ

とがわかるのだろうか。そしてこれらいくつかの機能を兼ね備えた「碑」なる物体とは一体何なのか、ますますわからなくなってしまうのである。そこで一旦鄭玄の注を離れて、『儀禮』の本文のみを見てみよう。すると、これらは全て碑が何らかの基準になつてゐることに気づく。碑の南に陳べる、碑の内側・外側といったぐあいである。これは6も同じである。つまり碑は儀式に必要な何らかのポイントを示す標識のような役目を果たしてゐるのではないだろうか。そこでもう一度7に戻るが、この碑は棺を下す柱という意味であつた。7の文章は「公室視豐碑」のあとに「三家視桓楹」と続き、碑は桓楹と対応している。この桓と碑について注に「四植謂之桓」「碑、如桓矣」とあり、桓は四ヶ所に建てるもので、碑は桓と同じようなものだという。桓は柱のことであるから、桓楹とは四ヶ所に建てる柱であり、碑もそうした柱のことなのであろう。ちなみに8の注にも「碑、桓楹也」とある。それでは桓は何かという点と、『説文解字』六篇上に「桓、亭郵表也」とあり、亭郵に建てられた標識のことだという。白川靜氏によると、桓表のものとの形は軍門の左右に建てられた禾で、「禾は木の上部に横に出る袖木をつけた柱の形」だという。なぜ禾を門に立てた

のかというと、そもそも「古代には、神聖な場所を表示するために、標木として禾形の木を樹てた」ためである。つまり、神聖な場所を示す標木としての禾が、桓の本来の姿だったということになろう。だとすれば、その桓と同じ役割をするという碑もまた標木ということになろう。つまり、墓穴の四隅に立てられていたのは、棺を下すためではなく、そこが死者が眠る神聖な場であることを示すためであり、また廟の中庭に立っていたのは犠牲を繋いだり日陰を計るためではなく、何らかの儀式上の標として立っていたのであろう。それが次第に、棺を下す柱や犠牲を繋ぐ柱としても転用されたに過ぎないのではないだろうか。つまり、禮の書にみえる碑は本来標であり、時として他の用途に転用された姿ではないかと思うのである。

### ③ 碑と表

これまでの考察をふまえて、碑の成立過程についての問題点をまとめておきたい。碑の起源の二つの説のうち、墓に立っていた表木が石に変わって墓碑になった、という意見について。これは自然な考え方ではあるが、なぜ石に変わったときに表石といわず碑というのか（前述のように

「表」「表石」という例もあるが、刻石全体でみれば少数であるし、墓碑の中ではまれである）、また碑の形式と表木の形式の継承関係が不明であること、が問題である。表石と称する墓碑もあるが、極めて少数であることからすれば、やはり墓に立てるものは、「碑」という名称でなければならなかった、つまり「碑」という語に意味があったのではないだろうか。さて今ひとつの、棺を下す柱と犠牲を繋ぐ柱の二系統から発生したとする説について。すでに述べたように、碑という同じ名称で二種類あったのではなく、碑は本来神聖な場に建てられた標だったのだが、それはあくとして、この説は、後漢時代に「碑」という語と特殊な形式が用いられている理由が説明できる点において有効である。しかし、少なくとも文献上、碑は「儀礼」「禮記」以来、後漢まで姿を見せない。碑がほんとうに注釈家がいうような機能とそれに応じた形状をもっていたのかの確証もなく、またその継続性が不明であるため、禮書中の碑をストレートに後漢の碑に結び付けることには躊躇せざるを得ない。結局今のところは以下のように考えておきたい。後漢時代になって顕彰の風が高まり、墓での顕彰と永続的記録が求められるようになると、すでに表木が存在したこと

もあり、墓側に何かを立てようと考えられた。そして禮の中に典故が求められ、墓や廟に置かれた碑なるものが取り入れられた、と。

これまで、墓を舞台とした顕彰行為をみてきたが、いま一つ為政者による顕彰手段として文献にみえるのが絵画である。次に絵画について考察し、刻石との差異を明らかにしておきたい。

### 3、為政者による顕彰く画像く

つとに米沢嘉圃氏は「漢代の絵画に於ける勸戒主義と画家」(『東方学報』東京第九冊)の中で、中国古代の絵画は勸戒主義的傾向が顕著であることを述べている。特に儒家が国の基本理念とされて以降、絵画は儒家の教化手段として利用された。皇帝・皇后をはじめ道德教育の手段として用いられ、それがやがて百官臣僚に対する政治教育に用いられるようになるという。氏も引く王延寿の「魯靈光殿賦」(『文選』卷一一)によると、靈光殿には「山神海靈」から「黄帝唐虞」そして「媯妃乱主、忠臣孝子、烈士貞女、賢愚成敗」に至るまで「載叙せざるなし」であったが、その目的は「悪

は以て世を誡め、善は以て後に示す」ことであるという。靈光殿は、孔壁経伝を得たことで有名な魯恭王餘が建てたという宮殿であるが、これらの画が建設当初からあったのかどうかはわからない。しかし確かに漢代人は、絵画は勸戒を目的としたものであると認識していたらしい。それは『漢書』敘伝の「時乘輿幄坐張畫屏風、畫紵醉踞妲己作長夜之樂。」や、『後漢書』皇后紀(順烈梁皇后)の「常以列女圖畫置於左右、以自監戒。」あるいは『後漢書』酷吏伝(陽球)の「臣聞圖象之設、以昭勸戒、欲令人君動鑒得失。」などからも伺えよう。しかし米沢氏も指摘するように、図画はやがて功臣を顕彰するようになる。それは「忠誠の念」を「振興」し、「職務に精励」(括弧内は米沢氏)させるという政治的な目的をもつ。このような顕彰目的の絵画は武帝期に確認できる。『漢書』卷六八 金日磾伝に、

日磾の母、兩子を教誨すること甚だ法度あり、上聞きて之を嘉す。病死す。詔して甘泉宮に図画せしめ、署して曰く、休屠王閼氏と。

(日磾母教誨兩子、甚有法度、上聞而嘉之。病死、詔圖畫於甘泉宮、署曰、休屠王閼氏。)

とみえるのがそれである。休屠王が殺され、心ならずも子

らとともに漢に没官されることになった金日磾の母は、閼氏としての誇りをもちつつ、りっぱに子らを育てあげた。それに感じた武帝が彼女の肖像画を作らせ「休屠王閼氏」と題して甘泉宮に掲げたのである。これ以後も顕彰絵画は作られ、宣帝時代には麒麟閣に功臣一人が描かれた。このことは『漢書』巻五四 蘇武伝にみえる。

甘露三年、單于始入朝。上思股肱之美、乃圖畫其人於麒麟閣、法其形貌、署其官爵姓名。唯霍光不名、曰大司馬大將軍博陸侯姓霍氏、次曰衛將軍富平侯張安世、次曰：典屬國蘇武。皆有功德、知名當世、是以表而揚之、明著中興輔佐、列於方叔・召虎・仲山甫焉。凡十一人、皆有傳。自丞相黃霸・廷尉于定國・大司農朱邑・京兆尹張敞・右扶風尹翁歸及儒者夏侯勝等、皆以善終、著名宣帝之世、然不得列於名臣之圖、以此知其選矣。

周宣王中興の功臣である方叔・召虎・仲山甫に比せられたのである。この一人はすでになくなった功臣の中から選ばれたのではない。一人のうち、甘露三年段階で蕭望之は存命であったし、選に漏れた、即ち候補者になりうると考えられている六人の内、少なくとも于定國と張敞は存

命している。遠い過去の偉人を描くのも、金日磾の母のように死に際して描いたのでもない、生死に関わず当代の功臣を顕彰しているのである。このような顕彰画は次第に増え、後漢になると例えば、

蜀平らかなりて、光武詔を下して其の閭を表し、益部紀に其の高節を載せ、形象を圖畫せしむ。

〔後漢書〕独行伝 李業（蜀平、光武下詔表其閭、益部紀載其高節、圖畫形象。）

と、公孫述に屈せずついに毒を仰いで死んだ李業に対して、光武帝は表闕し、記録に残し、肖像を描く、という三つの方法で顕彰した。光武帝は独行・逸民あるいは清名の士といわれた人々を積極的に招聘・顕彰しているが、これもその一環である。また明帝は、宣帝時代の麒麟閣の功臣図にない、「前世の功臣を追感」して南宮雲臺に二十八将を図画せしめている。さらに靈帝熹平六年には、

靈帝旧徳を思い感じ、乃ち広及び太尉黃瓊を省内に図画し、議郎蔡邕に詔して其の頌を為らしむという。

〔後漢書〕列伝三四 胡広伝

（靈帝思感舊徳、乃圖畫廣及太尉黃瓊於省内、詔議郎蔡邕爲其頌云。）

と、禁中に胡広と黄瓊を描かせ、蔡邕にその頌を作らせている。このように功臣の肖像画に称揚の辞をつけるのはすでに、

初め、充国功德の霍光と列を等しうするを以て、未央宮に畫す。成帝の時、西羌嘗て警有り、上、将帥の臣を思い、充国を追美し、乃ち黄門郎楊雄を召して充国に即きて図画し、之を頌せしむ。

〔漢書〕卷六九 趙充国)

(初、充国以功德與霍光等列、畫未央宮。成帝時、西羌嘗有警、上思將帥之臣、追美充国、乃召黄門郎楊雄即充国圖畫而頌之。)

と、成帝時代に楊雄が皇帝の命により、趙充国の畫に頌をつけている事例がある。単に肖像画を書き名を記すだけでなく、賛辞をそえることが行なわれていたことがわかる。

このように後漢時代になると事例が増え、賛辞を書くようになる。そしてさらに描く主体も皇帝から地方官にまで広がり、従って描かれる対象も功臣だけではなく、一般民にまで広がってゆく。例えば『後漢書』方術伝 許楊に、

晨、都宮に於て楊の爲に廟を起て、形像を圖画す。百姓その功績を思い、皆これを祭祀す。

(太守鄧)晨於都宮爲楊起廟、圖畫形像、百姓思其功績、皆祭祀之。)

とあり、術数にたけ都水掾として水利に功績のあった許楊のために、太守の鄧晨が廟をたて肖像画を書いている。また『後漢書』西南夷伝には、

州中の論功未だ上すに及ばざるに、会たま竦、創を病みて卒す。張喬深く痛みて之を惜しみ、乃ち石に刻して銘を勒し、その像を圖画す。

(州中論功未及上、會竦病創卒、張喬深痛惜之、乃刻石勒銘、圖畫其像。)

とあり、軍功をあげた従事の楊竦が功績を中央に報告する前に亡くなったのを悼んで、刺史の張喬が刻石を立て肖像画を書かせたのである。さらに、順帝時代のこととして

郡県表言し、雄の爲に碑を立て、その形を図象す。

〔後漢書〕列女伝 叔先雄) (郡縣表言、爲雄立碑、圖象其形焉。)

とあり、郡や県が孝女のために碑を立て肖像画を書かせている。

このように、皇帝が功臣を顕彰したように、地方官が管轄内の吏民を顕彰するため、肖像画を書かせているのであ

る。その際、列女伝に見られたようにしばしば碑を伴う。このことから立碑と図画が為政者にとって同じく顕彰手段であったことが改めて確認できる。そしてもう一つ、後漢時代の立石と図画に共通するのが、意思表示・自己主張の手段ということである。筆者はかつて刻石が単に儀礼的なものではなく、自分の政治的姿勢や考え方を示す意思表示の手段であったことを述べた。同じことは図画にもいえる。例えば『後漢書』列伝三三 朱穆伝に引く謝承『後漢書』に、冀州刺史朱穆が、宦官勢力に厳しく臨んだために廷尉に敬せられることになった時のこととして、

穆の當に道に就くべきに臨み、冀州從事爲に像を畫いて庁事の上に置かんと欲するに、穆、板書を留めて曰く、吾が形を畫きて以て負を重ぬるを爲すなかれ。忠義の未だ顕われざるに、何ぞ形象の紀すに足らんや、と。

(穆臨當就道、冀州從事欲爲畫像置廳事上、穆留板書曰、勿畫吾形、以爲重負。忠義之未顯、何形象之足紀也。)  
とある。従事が朱穆の肖像を役所に置こうとしたのは、上司に対する処罰への抗議とともに、その正義を顕彰するためであろう。朱穆が言うように、肖像画は忠義を始め顕彰

するためのものであろうが、誰を顕彰すべきかは要するに評価の問題であるから、権力によって不当に弾圧を受けた人物を顕彰することによって抗議の意を表することもできる。

さて、このように図画と刻石は似た性質をもつのだが、図画には刻石にはみられないことがある。それは図画には褒だけでなく貶をも含めた評価がつけられることがあるということである。例えば『續漢書』郡国志 河南の條に引く應劭の『漢官』に、

郡府の聴事の壁の諸尹の畫贊、建武より陽嘉に訖ぶまで、その清濁進退を注するに、いわゆる過を隠さず、虚しく誉めず、甚だ述事の実を得たり。後人は是を瞻るに、以て勸懼するに足る。春秋、毫毛の善を采り、纖釐の惡を罰すること王公を避けずといえども、以てこれを過ぐるなきこと尤も著明なり。

(郡府聴事壁諸尹畫贊、肇自建武、訖于陽嘉、注其清濁進退、所謂不隱過、不虛譽、甚得述事之實。後人は是瞻、足以勸懼、雖春秋采毫毛之善、罰纖釐之惡、不避王公、無以過此、尤著明也。)

とある。河南尹の役所の壁には建武から順帝陽嘉年間まで

の歴代河南尹の肖像画と清濁進退が、ありのまま公平に書かれていたという。先の例でも、冀州従事が刺史の肖像を役所に置こうとしたのは、このように当時役所には長官の肖像が掲げられることが少なくなかったからであろう。長官の肖像画が役所に掲げられていたのは、河南尹だけでなく、次の『三国志』魏書九 曹休伝に引く『魏書』に、

休祖父嘗為吳郡太守。休於太守舍、見壁上祖父畫像、下榻拜涕泣、同坐者皆嘉歎焉。

とあるように、吳郡太守府でも確認できる。曹休の祖父が太守であったのはおそらく靈帝から獻帝頃であろう。

このように画には贊という論評が書かれていたことがわかるが、應劭自身、そうした贊を集めて状人記なるものを著したらしい。

初め、父の奉司隸たりて、並びに諸の官府郡国に下し、各おの前人の像贊を上らしむ。劭乃ちその名を連綴して状人紀を為る。〔後漢書〕列伝三八 應劭

（初、父奉爲司隸時、並下諸官府郡國、各上前人像贊、劭乃連綴其名、錄爲狀人紀。）

これによると、應劭が資料としたのは、司隸校尉であった父の應奉が管轄下の諸官府郡国に提出させた前人の像贊

であった。この前人がどのような人をさすのかはわからないが、必ずしも遠い過去の人だけではなく、同時代人も含まれていたのではないかと思う。

このように、肖像画につけられる贊は通常は褒辞であるが、時として厳しい評価の言葉が附せられ、いわば公開されたかつビジュアルな成績表の如き機能をもつこともあった。

#### 4、顕彰と評価

これまで、為政者による顕彰のうち、墓における顕彰と図画の二点についてみてきた。ここではそれらの考察をふまえて顕彰行為の意味を考えてみたい。

祠墓・表墓と図画によって人を顕彰することは、ともに前漢時代後半から見られたが、いずれも後漢に入ってから頻度を増し、またその主体が皇帝から広く地方長官にまで広がりをみせ、それに伴って顕彰の対象も廷臣から在野の賢者や列女など一般人にまで及んだ。つまり、顕彰は後漢になってからさかんになったといえる。ただ、さまざまにある顕彰の方法の中で、後漢時代に目に付く立石や図画と



いった方法の特徴は、官爵を授けたり、金鏡・帛などの金品を与えるといった実質的なこととは違い、名譽を与える性格のものだということである。これは何を意味するのだろうか。まず、名譽は人に知られなくては意味がない。だからこそ刻石や図画という、人目にふれる手段が選ばれたのであるが、人に知らしめるというのは本人のためだけではないだろう。名譽は誰からもらうのが重要だからである。官僚ならば誰よりも皇帝であるし、地方の吏民ならば地方長官であろう。つまり、名譽を賜与するという顕彰方法は、結局は広く皇帝の權威を示すことにもなるはずである。

なお名譽は実質的に何も得るものがないわけではない。有徳の人士や賢者・功臣を顕彰するのは、そうした人物は崇敬されるべきだからであるが、その結果本人のみならず子孫にも優遇が与えられるべきだと考えられている。「後漢書」にはしばしば「賢者子孫」「賢者之後」という言い方が見られ、彼等がさまざまに優遇を受けたり、すでに断絶した功臣の子孫を探すことが行なわれる。現在落ちぶれていたとしても、先祖に功績があれば、政治状況の変化で取り立てられるかもしれないのである。

ただ、こうしてさかんに行なわれた顕彰活動が、純粹に崇賢思想からくるものであるかは疑問である。容易に気づかれるように、これは人材登用であり人物評価でもある。後漢は光武帝の時代から、外戚勢力を抑え、人材登用に意を用いていた。しかしそれも長続きせず、和帝からはすでに外戚勢力、さらには宦官が権力をもつようになるのは周知の通りである。やがて地方を巻き込んだ政治の混乱・選挙の腐敗が指摘されるようになる。しかしそうした状態であればあるほど、有為の人材を確保することは重要な課題となる。役所に歴代長官の肖像を掲げ、そこに春秋顔負けの清濁進退を記すというのは、盛んな顕彰行為が単なる招賢思想に基くものでない、もつと実質的な意図を感じさせる。顕彰するにはまずは顕彰候補者を認定しなければならぬし、また顕彰の方法にもいろいろな段階があったはずである。国家はこうしたさまざまなランクに応じた顕彰の手段を駆使して、權威の誇示と人材の吸い上げを図っていたのではないだろうか。生前は功績に応じて官職や金品を賜与したり、あるいは肖像画を書いたり、国家の記録に残したりする。そして亡くなると、葬儀に際して金鏡をはじめ祭祀・誄・諡・立石など様々な賜与物が、一生を通

しての最終的評価に応じて与えられるのである。

## おわりに

これまで為政者による顕彰として祠墓、表墓（立石）そして図画をとりあげて考察してきた。後漢時代は前代に比して、これらのいずれもが盛んに行なわれていた。その理由として人材発掘と権威の誇示を想定してみた。一般に顕彰が、国家の求める吏民の姿を明示し奨励することを目的とすることはいうまでもないが、それに加えて有能な人材を得たいという要求と、顕彰主体たる皇帝、地方における長官の権威を示すこと、がある。後漢時代、豪族、そして中期以降は外戚や宦官といった皇帝権力を相対化させる政治勢力の中にあつて、いかに皇帝権力を維持強化するか、それを禮という形式にのつとつたやり方で行なうにはどうするか、さまざまな顕彰活動を、そうした戦略の表れと解釈してみた。当時の官吏登用の実態や評価制度など、実証的な論証というよりも理念的あるいは概括的な意見に終わってしまったが、今後はこうした見通しにもとづいて実証面からもつめていきたいと思う。

注

(1) 趙超『中国古代石刻概論』（文物出版社 一九九七）一一頁。

(2) 四川省昭覚県で「邛都安斯郷石表」と呼ばれる石が出土した。

これは数種類の公文書を追い込み形式で写した、珍しい内容のものである。報告によると形状は「上細下粗」の四角柱で、断面は長方形、座及び頂の状況は不明である。大きさは高さ一六二cm・幅六二・五cm・厚四二cmで、字数は全部で四〇〇字ほどである。靈帝光和四年（一八二）の年号がみえる。すでに石は二つに割れ、石面が荒れているために釋読できない文字もある。内容は興味深い、文意の通じがたいところがあることや、本来の立石場所がわからないなど、この石の性質はよくわからない。ただ文章の最後の部分に「高米立石表」とみえるので、この石が「表」であることは確かであろう。ただ、この表は、本来の表示としての表である。

〔考古〕一九八七—五

(3) 関野貞『支那碑碣形式ノ変遷』一九三五年。